

笛吹川及び金川河道内樹木等の伐木実施要領

1、目的

笛吹川河道内に繁茂した樹木による洪水流の流下阻害、および土砂の堆積を助長することによる流下阻害の誘発を防止すると共に市民の洪水時の不安を解消するため伐木を行う。

2、実施日時

令和7年12月13日（土）午前8時00分～午後3時00分

【雨天の場合 令和7年12月14日（日）に延期】

作業開始式：午前8時00分～（本部席前で開催いたします）

※準備の関係で前日の12月12日（金）に重機が河川敷内に入ります。

3、伐木の区域

①笛吹川

笛吹市石和町下平井地先（鵜飼橋の約300m上流から約280mの区間）

②金川

笛吹市石和町下平井地先（鵜飼橋の約270m上流から約380mの区間）

※位置図参照

4、実施主体

笛吹市

5、協力団体

笛吹市沿岸建設安全推進協議会

6、指導・助言機関

国土交通省 甲府河川国道事務所

7、参加人員

約150人

8、伐木の根拠

- ① 樹木自体が洪水流の流下を阻害するばかりではなく、土砂の堆積を助長することによって河床の上昇を招き、更なる流下阻害を誘発させるため。
- ② 倒れた樹木が流木となり下流の堤防・橋梁等の施設に悪影響を及ぼすため。
- ③ 笛吹市民(沿川住民)の方々の洪水時の不安を解消するため。

9、実施にあたっての留意事項

作業中のケガには十分注意すること。

10、伐木の方法

チェーンソー、ノコギリ、ナタ、重機などで伐採する。

11、作業内容

伐木作業面積 19, 800 m²

伐木の種類 ハリエンジュ等

12、工事の使用機材

刈払機、チェーンソー、バックホウ、アイアンホーク、ダンプ・トラック等

13、伐木の処分方法

伐木した木を 1.6mに伐開したうえで、笛吹川左岸の低水護岸の法尻に枝・根と木を分け、まとめて集積する。(金川右岸の伐木した木も笛吹川左岸に集積する。)
伐開した木は枝を落とし、まとめて集積する。

切り落とした枝や根はまとめて集積する。(参考写真参照)

14、住民等への周知

笛吹市のホームページに掲載し周知する。

15、実做事務局

笛吹市 建設部 土木課

笛吹川及び金川河道内の伐木作業 全体の伐木範囲

